

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

高崎市水道局より大切なお知らせ

## 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新申請が必要です。

● 指定証に記載の有効期限前に更新申請の手続きが必要です。

**更新申請の手続きについては、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、事前に案内を通知します。**

**なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。**

### ● 更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書及び誓約書
- ・機械器具調査
- ・定款(法人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等の写し)

### ◎ その他高崎市が別途確認する事項

- ・右の3項目のとおり

### ○ 指定更新手数料

- ・1件につき10,000円(非課税)  
《高崎市給水条例第30条》

### ● 指定更新の要件は新規指定と同様となります。

- ① 給水装置主任技術者を置くものであること
- ② 給水装置工事を行うための機械器具を有するものであること
- ③ 水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しないものであること  
《水道法第25条の3(指定の基準)を準用》

### ◎ 指定更新申請時に3項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者研修会及び給水装置工事に従事する者の研修の受講状況
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、対応できる修繕・工事等)
- iii. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

● 指定している事項に変更が生じた場合は、**30日以内**に届出が必要です。なお、上記届出が未提出の場合は、更新申請をお受けすることができませんのでご注意ください。

◇ 更新申請についてのお問い合わせは  
水道局経営企画課 TEL:027-321-1282(直通)